

# 市民税・都民税 申告の手引き

申告が必要な方は、期限までの申告をお願いいたします。

提出された申告書は、市民税・都民税を計算する資料となるほか、以下の業務等の基礎資料となります。

- ・課税(非課税)証明書の交付
- ・国民年金保険料の審査
- ・国民健康保険税の算出
- ・保育料の算定 など

申告期限

令和8年3月16日(月)

## 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、八王子市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方

- 給与・年金所得以外の所得があり、税務署で確定申告が不要とされた(20万円以下の所得がある方等)
- 源泉徴収票にない控除を追加したい(医療費控除、寄附金控除等)
- 令和7年中、収入がない方で、以下のいずれかに該当する
  - ・どなたの扶養にも入っていない
  - ・市外在住の親族に扶養されている
  - ・合計所得が1,000万円を超える納税義務者の配偶者

※仕送り・貯金・奨学金・遺族年金・雇用保険(失業等給付)は収入に含みません

収入がなかった方の  
申告方法は8ページへ

### !ふるさと納税をされている方

申告を行う場合、ワンストップ特例が適用できません。  
寄附金の領収書を添付して、寄附金控除を申告してください。

### !住宅ローン控除を受けている方

確定申告書や源泉徴収票にない所得または控除を申告する場合、  
正しく控除が受けられない可能性がありますので住民税課までお問い合わせください。

## 申告が必要な方

- 確定申告書(令和7年分)を税務署に提出する
- 八王子市内の親族に扶養されている(収入があり、給与支払報告書等の提出がない場合には申告が必要です。)
- 令和7年中の収入が以下のいずれかのみで、控除等の追加がない
  - ・給与収入 (勤務先から給与支払報告書の提出がされている必要があります。提出状況は勤務先にご確認ください。)
  - ・公的年金等 (遺族年金・障害年金等、非課税の年金のみの方は除きます。)

申告方法	2ページ	所得金額の記入	5ページ
必要書類	2ページ	所得控除の記入	6ページ
住民税試算システムについて	2ページ	人的控除の記入	7ページ
申告書の書き方(おもて)	3ページ	収入・所得がなかった方または国外居住の方	8ページ
申告書の書き方(うら)	4ページ	税務署に確定申告をされる方	8ページ



# 申告方法

申告会場は大変混雑します。待ち時間のない電子・郵送での申告が便利です。

New

## 電子



- 令和8年度(令和7年分)の申告からeLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して  
電子申告ができるようになりました。
- 市トップページから「電子申告」で検索のうえ、ご活用ください。
- 右の二次元コードからもアクセスできますのでご活用ください。  
※電子申告には個人番号カードが必要です。



## 郵送



- 申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封の上、住民税課まで郵送してください。
- 同封している封筒に切手を貼ってご利用ください。書留等での送付も可能です。
- 申告受付書や申告書の写しが必要な方は、申告書のうら面の18にチェックを付け、返送先の住所・  
氏名を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。(詳しくはP4の18をご参照ください)
- ⚠️返送するのは申告書の写し・受付書のみです。提出した書類は返却できませんので原本の写しを提出してください。

## 会場



- 住民税課職員が申告の受付を行います。
- 詳細は「令和8年度 八王子市『市民税・都民税申告受付』日程表」をご確認ください。

## 必要書類

いざれもコピーの提出をお願いします。郵送申告の場合、申告書に同封してください。

### 本人確認書類等

- ・ 本人申告 … 個人番号確認書類1点 + 本人確認書類1点
- ・ 代理申告 … 代理権の確認書類(委任状等) + 代理人の本人確認書類2点(◎マークのものは1点で可)

個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(うら面) <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(おもて面) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 写真付き本人確認書類 <input type="checkbox"/> 公的医療保険の資格確認証(マイナ保険証がない方) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 住民票(写し)等

### 令和7年分源泉徴収票等

給与・年金収入がある方のみ(年金収入の申告に、改訂通知書や振込通知書は使用できません)

### 各種控除の証明書等

医療費控除	自身で作成した令和7年中に支払った医療費の明細書、医療費通知書(領収書の添付は不要)
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書等
生命保険料控除	生命保険料控除証明書(生命保険会社等が発行したもの)
地震・旧長期損害保険料控除	地震・旧長期損害保険料控除証明書
勤労学生控除	学生証、在学証明書、卒業証明書
障害者控除	障害者手帳・障害者控除対象者認定書等の各種証明書

源泉徴収票に  
控除額の記載  
がある場合は、  
添付する必要は  
ありません。

各種控除の証明書の添付がない場合、その所得控除を適用できません。

⚠️ 今回の申告に間に合わない場合、書類が揃いましたら、追加の申告をしてください。

なお、会場(窓口)で申告の場合、一部の証明書は提示のみで手続きできます。(詳細はP6~7をご確認ください)

## 住民税試算システムについて

インターネット上で、市民税・都民税の税額計算、申告書作成を行えますので、ご活用ください。

### STEP1

所得・控除等の入力



### STEP2

申告書の印刷



### STEP3

申告書の提出



詳しくは、市ホームページをご  
確認ください。

八王子市 住民税試算システム

[https://jscloud.sunnet.co.jp/hachioji\\_R8/](https://jscloud.sunnet.co.jp/hachioji_R8/)



## 申告書の書き方(おもて)

## ① 住所・氏名欄

- 申告する方の1月1日現在の住所・生年月日・氏名・個人番号・電話番号を記入する欄です。
- 転居等された方は現住所(現時点でお実際にお住まいの住所)も併せて記入してください。

八王子市長殿		令和8年度市民税・都民税申告書(令和7年分)	
(受付印)		※市使用欄	
1月1日現在の住所		本人確認	
現住所		被保険者	
年月日		保険料	
提出		在学	
フリガナ		その他	
申告者		宛名番号	
受付番		資料番号	
※市用印		氏名	
入力		個人番号(マイナンバー)	
見直し		電話番号	
※市用印		生年月日	
入力		明・大・昭・平・令	

0

## ①② 収入・所得欄

- 令和7年1月1日から12月31日までの収入・所得を種類別に記入する欄です。
- 詳しい記入方法はP5をご確認ください。
- 給与・年金収入の方は②所得金額に記入する必要はありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		収入が無かった場合は合計12の太枠に「0」を記入	
⑬社会保険料控除		事業	
後期高齢者医療保険の計		農業	
その他の計		不動産	
⑯生命保険料控除		利子	
新生児個人		配当	
介護医療保険料の計		給与	
⑯生命保険料控除		公的年金等	
介護医療保険料の計		業務	
⑯生命保険料控除		その他	
地震保険料控除		短期	
地図保険料の計		長期	
⑯生命保険料控除		合計	
⑯生命保険料控除		1	

3

-1

1

①～②寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除		①～②所得金額等	
①～②口暮婦控除		①～②事業	
①～②口ひとり親控除		②～②農業	
①～②口勤労学生控除		②～②不動産	
①～②口死別口離婚(年月)		②～②利子	
①～②口生死不明口未嫁口未帰還		②～②配当	
①～②口暮婦控除		②～②給与	
①～②口ひとり親控除		②～②公的年金等	
①～②口勤労学生控除		②～②業務	
①～②口暮婦控除		②～②その他	
①～②口ひとり親控除		②～②総合課渡・一時	
①～②口勤労学生控除		②～②合計	
①～②口暮婦控除		②～②社会保険料控除	
①～②口ひとり親控除		②～②1	
①～②口勤労学生控除		②～②2	
①～②口暮婦控除		②～②3	
①～②口ひとり親控除		②～②4	
①～②口勤労学生控除		②～②5	
③～③扶養親族控除		③～③所得から差し引かれる金額	
③～③扶養親族控除		③～③社会保険料控除	
③～③扶養親族控除		③～③1	
③～③扶養親族控除		③～③2	
③～③扶養親族控除		③～③3	
③～③扶養親族控除		③～③4	
③～③扶養親族控除		③～③5	
③～③扶養親族控除		③～③6	
③～③扶養親族控除		③～③7	
③～③扶養親族控除		③～③8	
③～③扶養親族控除		③～③9	
③～③扶養親族控除		③～③10	
③～③扶養親族控除		③～③11	
③～③扶養親族控除		③～③12	
③～③扶養親族控除		③～③13	
③～③扶養親族控除		③～③14	
③～③扶養親族控除		③～③15	
③～③扶養親族控除		③～③16	
③～③扶養親族控除		③～③17	
③～③扶養親族控除		③～③18	
③～③扶養親族控除		③～③19	
③～③扶養親族控除		③～③20	
③～③扶養親族控除		③～③21	
③～③扶養親族控除		③～③22	
③～③扶養親族控除		③～③23	
③～③扶養親族控除		③～③24	
③～③扶養親族控除		③～③25	
③～③扶養親族控除		③～③26	
③～③扶養親族控除		③～③27	
③～③扶養親族控除		③～③28	
③～③扶養親族控除		③～③29	
③～③扶養親族控除		③～③30	
③～③扶養親族控除		③～③31	
③～③扶養親族控除		③～③32	
③～③扶養親族控除		③～③33	
③～③扶養親族控除		③～③34	
③～③扶養親族控除		③～③35	
③～③扶養親族控除		③～③36	
③～③扶養親族控除		③～③37	
③～③扶養親族控除		③～③38	
③～③扶養親族控除		③～③39	
③～③扶養親族控除		③～③40	
③～③扶養親族控除		③～③41	
③～③扶養親族控除		③～③42	
③～③扶養親族控除		③～③43	
③～③扶養親族控除		③～③44	
③～③扶養親族控除		③～③45	
③～③扶養親族控除		③～③46	
③～③扶養親族控除		③～③47	
③～③扶養親族控除		③～③48	
③～③扶養親族控除		③～③49	
③～③扶養親族控除		③～③50	
③～③扶養親族控除		③～③51	
③～③扶養親族控除		③～③52	
③～③扶養親族控除		③～③53	
③～③扶養親族控除		③～③54	
③～③扶養親族控除		③～③55	
③～③扶養親族控除		③～③56	
③～③扶養親族控除		③～③57	
③～③扶養親族控除		③～③58	
③～③扶養親族控除		③～③59	
③～③扶養親族控除		③～③60	
③～③扶養親族控除		③～③61	
③～③扶養親族控除		③～③62	
③～③扶養親族控除		③～③63	
③～③扶養親族控除		③～③64	
③～③扶養親族控除		③～③65	
③～③扶養親族控除		③～③66	
③～③扶養親族控除		③～③67	
③～③扶養親族控除		③～③68	
③～③扶養親族控除		③～③69	
③～③扶養親族控除		③～③70	
③～③扶養親族控除		③～③71	
③～③扶養親族控除		③～③72	
③～③扶養親族控除		③～③73	
③～③扶養親族控除		③～③74	
③～③扶養親族控除		③～③75	
③～③扶養親族控除		③～③76	
③～③扶養親族控除		③～③77	
③～③扶養親族控除		③～③78	
③～③扶養親族控除		③～③79	
③～③扶養親族控除		③～③80	
③～③扶養親族控除		③～③81	
③～③扶養親族控除		③～③82	
③～③扶養親族控除		③～③83	
③～③扶養親族控除		③～③84	
③～③扶養親族控除		③～③85	
③～③扶養親族控除		③～③86	
③～③扶養親族控除		③～③87	
③～③扶養親族控除		③～③88	
③～③扶養親族控除		③～③89	
③～③扶養親族控除		③～③90	
③～③扶養親族控除		③～③91	
③～③扶養親族控除		③～③92	
③～③扶養親族控除		③～③93	
③～③扶養親族控除		③～③94	
③～③扶養親族控除		③～③95	
③～③扶養親族控除		③～③96	
③～③扶養親族控除		③～③97	
③～③扶養親族控除		③～③98	
③～③扶養親族控除		③～③99	
③～③扶養親族控除		③～③100	
③～③扶養親族控除		③～③101	
③～③扶養親族控除		③～③102	
③～③扶養親族控除		③～③103	
③～③扶養親族控除		③～③104	
③～③扶養親族控除		③～③105	
③～③扶養親族控除		③～③106	
③～③扶養親族控除		③～③107	
③～③扶養親族控除		③～③108	
③～③扶養親族控除		③～③109	
③～③扶養親族控除		③～③110	
③～③扶養親族控除		③～③111	
③～③扶養親族控除		③～③112	
③～③扶養親族控除		③～③113	
③～③扶養親族控除		③～③114	
③～③扶養親族控除		③～③115	
③～③扶養親族控除		③～③116	
③～③扶養親族控除		③～③117	
③～③扶養親族控除		③～③118	
③～③扶養親族控除		③～③119	
③～③扶養親族控除		③～③120	
③～③扶養親族控除		③～③121	
③～③扶養親族控除		③～③122	
③～③扶養親族控除		③～③123	
③～③扶養親族控除		③～③124	
③～③扶養親族控除		③～③125	
③～③扶養親族控除		③～③126	
③～③扶養親族控除		③～③127	
③～③扶養親族控除		③～③128	
③～③扶養親族控除		③～③129	
③～③扶養親族控除		③～③130	
③～③扶養親族控除		③～③131	
③～③扶養親族控除		③～③132	
③～③扶養親族控除		③～③133	
③～③扶養親族控除		③～③134	
③～③扶養親族控除		③～③135	
③～③扶養親族控除		③～③136	
③～③扶養親族控除		③～③137	
③～③扶養親族控除		③～③138	
③～③扶養親族控除		③～③139	
③～③扶養親族控除		③～③140	
③～③扶養親族控除		③～③141	
③～③扶養親族控除		③～③142	
③～③扶養親族控除		③～③143	
③～③扶養親族控除		③～③144	
③～③扶養親族控除		③～③145	
③～③扶養親族控除		③～③146	
③～③扶養親族控除		③～③147	
③～③扶養親族控除		③～③148	
③～③扶養親族控除		③～③149	
③～③扶養親族控除		③～③150	
③～③扶養親族控除		③～③151	
③～③扶養親族控除		③～③152	
③～③扶養親族控除		③～③153	
③～③扶養親族控除		③～③154	
③～③扶養親族控除		③～③155	
③～③扶養親族控除		③～③156	
③～③扶養親族控除		③～③157	
③～③扶養親族控除		③～③158	
③～③扶養親族控除		③～③159	
③～③扶養親族控除		③～③160	
③～③扶養親族控除		③～③161	
③～③扶養親族控除		③～③162	
③～③扶養親族控除		③～③163	
③～③扶養親族控除		③～③164	
③～③扶養親族控除		③～③165	
③～③扶養親族控除		③～③166	
③～③扶養親族控除		③～③167	
③～③扶養親族控除		③～③168	
③～③扶養親族控除		③～③169	
③～③扶養親族控除		③～③170	
③～③扶養親族控除		③～③171	
③～③扶養親族控除		③～③172	
③～③扶養親族控除		③～③173	
③～③扶養親族控除		③～③174	
③～③扶養親族控除		③～③175	
③～③扶養親族控除		③～③176	
③～③扶養親族控除		③～③177	
③～③扶養親族控除		③～③178	
③～③扶養親族控除		③～③179	
③～③扶養親族控除		③～③180	
③～③扶養親族控除		③～③181	
③～③扶養親族控除		③～③182	
③～③扶養親族控除		③～③183	
③～③扶養親族控除		③～③184	
③～③扶養親族控除		③～③185	
③～③扶養親族控除		③～③186	
③～③扶養親族控除		③～③187	
③～③扶養親族控除		③～③188	
③～③扶養親族控除		③～③189	
③～③扶養親族控除		③～③190	
③～③扶養親族控除		③～③191	
③～③扶養親族控除		③～③192	
③～③扶養親族控除		③～③193	
③～③扶養親族控除		③～③194	
③～③扶養親族控除		③～③195	
③～③扶養親族控除		③～③196	
③～③扶養親族控除		③～③197	
③～③扶養親族控除		③～③198	
③～③扶養親族控除		③～③199	
③～③扶養親族控除		③～③200	
③～③扶養親族控除		③～③201	
③～③扶養親族控除		③～③202	
③～③扶養親族控除		③～③203	
③～③扶養親族控除		③～③204	
③～③扶養親族控除		③～③205	
③～③扶養親族控除		③～③206	
③～③扶養親族控除		③～③207	
③～③扶養親族控除		③～③208	
③～③扶養親族控除		③～③209	
③～③扶養親族控除		③～③210	
③～③扶養親族控除		③～③211	
③～③扶養親族控除		③～③212	
③～③扶養親族控除		③～③213	
③～③扶養親族控除		③～③214	
③～③扶養親族控除		③～③215	
③～③扶養親族控除		③～③216	
③～③扶養親族控除		③～③217	
③～③扶養親族控除		③～③218	
③～③扶養親族控除		③～③219	
③～③扶養親族控除		③～③220	
③～③扶養親族控除		③～③221	
③～③扶養親族控除		③～③222	
③～③扶養親族控除		③～③223	
③～③扶養親族控除		③～③224	
③～③扶養親族控除			



# 所得金額の記入

## ■ 営業等・農業・不動産収入

記入事項  収入金額等…おもて面①のア・イ・ウ、うら面⑦  所得金額…おもて面②の①・②・③  必要経費…うら面⑦

○収入金額等とは、前年中に収入することが確定した金額です。これには未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑収入やリベートも含まれます。

○必要経費とは、前年中に収入を得るために直接要した金額です。これには販売した商品などの原価、雇人費、事業用固定資産などの地代、減価償却費などがあります。(生活費、所得税、市民税・都民税などは入ません。)

式  収入金額等 -  必要経費 =  所得金額

## ■ 利子所得

記入事項  収入金額等…おもて面①の工  所得金額…おもて面②の④

## ■ 配当所得(非上場株式等)

記入事項  収入金額等…おもて面①の才  所得金額…おもて面②の⑤  内訳…うら面⑧

式  収入金額等 -  株式などの元本取得に要した負債の利子 =  配当所得金額

## ■ 給与収入

記入事項  源泉徴収票の「支払金額」欄の金額…おもて面①の力(複数お持ちの方はその合計)

勤務先や昨年1月～12月までの収入金額等…うら面⑥の「月収欄」「合計」(源泉徴収票がない場合のみ)

○源泉徴収票の原本もしくは写しを添付してください。

○源泉徴収票がない方で、複数勤務先がある場合、合計した金額を月収欄と合計に記入し、全ての勤務先も記入してください。

○給与所得を、おもて面②の所得金額に記入していただく必要はありません。

## ■ 雑所得

### ■ 公的年金等

記入事項  源泉徴収票の「支払金額」欄の金額…おもて面①のキ(複数お持ちの方はその合計)

○源泉徴収票の原本もしくは写しを添付してください。

○年金所得をおもて面②「所得金額」に記入していただく必要はありません。

○遺族年金や障害年金等は公的年金に含まず、非課税所得となりますので、申告する必要はありません。

○ご自身の年金収入のみ申告してください。配偶者の年金収入は合算しないでください。

### ■ 業務雑所得

記入事項  収入金額等…おもて面①のク  所得金額…おもて面②の⑧  収入と必要経費等の内訳…うら面⑨

○業務雑所得とは、原稿料、講演料、シルバー人材センターまたはシェアリングエコノミー等の副収入による所得をいいます。

式  収入金額等 -  必要経費 =  所得金額

### ■ その他雑所得(個人年金など)

記入事項  収入金額等…おもて面①のケ  所得金額…おもて面②の⑨  収入と必要経費等の内訳…うら面⑨

○その他雑所得とは、個人年金、互助年金、暗号資産取引、為替差益、就労継続支援B型の工賃による所得をいいます。

式  収入金額等 -  必要経費 =  所得金額

## ■ 総合譲渡・一時所得

記入事項  収入金額、必要経費、差引金額、特別控除額、算出した所得…うら面⑩

うら面⑩のイ・ロ・ハ・ニの金額…それぞれおもて面①のコ・サ・シ・⑪

○総合譲渡とは、ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得となります。譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間ににより、短期と長期に区別します。

短 期

保有期間が5年以内の資産の譲渡

長 期

保有期間が5年を超える資産の譲渡

○一時所得とは、生命保険の満期保険金や解約返戻金などが該当します。

## 所得控除の記入(所得から差し引かれる金額)

- 証明書・領収書が必要な控除では、それらが添付されていない場合は控除されません。  
ただし、源泉徴収票に控除の記載がある場合は、証明書を添付する必要がありません。
- おもて面「4 所得から差し引かれる金額」の欄には、④(小規模共済)以外は記入しないでください。
- (提示OK)の表記がある控除は、窓口での申告の場合は、証明書の提示のみで手続きが可能です。

### 社会保険料控除 (提示OK)

記入事項 前年中の支払金額(種類別)…おもて面③-1の⑬

控除証明書または領収書が必要です。

複数種類の社会保険料を支払っている場合は、

記入例を参考に、種類ごとに支払額を記入してください。

源泉徴収票に記載のある社会保険料は「その他の計」に記載してください。

配偶者名義で年金から特別徴収されている社会保険料控除は、申告ができません。

⑬ 社会保険料 控除	国民健康保険の計	国民年金保険の計	介護保険の計
	1 0 0 0 0	2 0 0 0 0	
	後期高齢者医療保険の計	その他の計	
	3 0 0 0 0		
	合 計		6 0 0 0 0

### 小規模企業共済等掛金控除 (提示OK)

記入事項 前年中の支払金額…おもて面④の⑭

証明書が必要です。

### 生命保険料控除・地震保険料控除 (提示OK)

記入事項 区分別の支払額(生命保険)…おもて面③-1の⑮ 区分別の支払額(地震保険)…おもて面③-1の⑯

保険会社などから発行される証明書が必要です。

控除証明書の「申告額」に記載されている金額を区分別に記入してください。

複数の保険会社の契約がある場合は、合算した金額を記入してください。

### 雑損控除

記入事項 損害金額等…おもて面③-3の⑰

所得税が発生している場合、確定申告をしていただくと、還付になる場合があります。税務署にご確認ください

税務署で確認後、確定申告が不要な場合、市で雑損控除を受けたい方は、住民税課へお問い合わせください。

### 医療費控除

記入事項 支払った医療費等、補填金額…おもて面③-3の⑲

「医療費控除の明細書」を作成し、提出してください。

### 寄附金税額控除

記入事項 支払った寄附金の金額…うら面⑭(種類別に記入)

前年中に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。

寄附金の領収書等が必要です。

寄附先についての確認は下記二次元コードからできますので、ご活用ください。

都道府県・市区町村(ふるさと納税)	
東京都共同募金会、日本赤十字東京都支部(政令で定めるもの)	
東京都条例、八王子市条例で指定された団体	
東日本大震災にかかる義援金や法令等で定めるもの	▲市HP

### 事業専従者に関する事項

記入事項 氏名・生年月日・個人番号・続柄・専従者給与(控除)額など…うら面⑪

事業主である申告者(青色申告者を除く)と生計を同一にする配偶者や前年12月31日時点で15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じて6ヶ月を超える方に給与を支払った場合、所得の計算上、必要経費とみなすことができます。  
(控除対象配偶者等及び扶養親族は除く)

事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。

# 人的控除の記入

- !**源泉徴収票に記載がある場合でも、扶養親族がいる場合には必ず申告書に記入してください。**  
!(**提示OK**)の表記がある控除は、窓口での申告の場合は、証明書の提示のみで手続きが可能です。

## 寡婦・ひとり親控除

- 記入事項  寡婦・ひとり親控除の該当チェック…おもて面③-2の⑯⑰欄  
○死別・生死不明・未婚・離婚・未帰還の該当にチェックし、離婚(死亡)の年月も記入してください。

## 勤労学生控除 提示OK

- 記入事項  学校名の記入、勤労学生控除の該当チェック…おもて面③-2の⑯  
○自己の勤労に基づく所得がある学生の場合に、控除を受けられます。  
○学生証(12/31時点でお学習していることが分かるもの)、在学証明書、卒業証明書が必要です。(コピーを添付してください)

## 障害者控除 提示OK

- 記入事項  控除を受ける方の氏名・個人番号・手帳の種類・障害の等級…おもて面③-2の⑯  
○障害者手帳等(種類と氏名・等級が分かる部分)または障害者控除対象者認定書が必要です。(コピーを添付してください)  
障害者控除対象者認定書の発行については、高齢者福祉課までお問い合わせください。

## 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

- 記入事項  配偶者の氏名・生年月日・個人番号・合計所得…おもて面③-2の⑯～⑰  
○同一生計配偶者(控除対象配偶者除く)の該当チェック…おもて面③-2の⑯～⑰(**同一生計配偶者の場合**)  
○同一生計配偶者 … 合計所得が1,000万円を超える納税義務者の配偶者で、合計所得が58万円以下の方

## 扶養親族・特定親族特別控除

- 記入事項  氏名・生年月日・個人番号・続柄・同居／別居の区分チェック…おもて面③-2の⑯～⑰  
○「特親」欄へのチェック、控除額…おもて面③-2の⑯～⑰(**特定親族特別控除の場合**)  
○特定親族特別控除の控除額は下記表のとおりとなります。**該当する方は「控除額」欄に必ず記入してください。**

特定親族の合計所得金額(給与収入金額換算)	納税者の特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

**特定親族**  
居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方。  
なお、児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。  
※配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。

## 16歳未満の扶養親族

- 記入事項  氏名・生年月日・個人番号・続柄・同居／別居の区分チェック…おもて面③-2の「16歳未満の扶養親族」欄  
○16歳未満 … 平成22年1月2日以降生まれの方

## 別居の扶養親族に関する事項

- 記入事項  別居している方の氏名・個人番号・住所…うら面⑯

- 海外に居住されている親族の方を扶養親族として申告する場合には、「親族関係書類」と「送金関係書類」の添付が必要となります。(扶養親族が30歳以上70歳未満の場合、前年中合計38万円以上の送金があること)

親族関係書類	戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書、留学ビザ等書類(留学の場合)など
送金関係書類	送付した日付、送金先、金額が分かる書類など

- 日本語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を付けてください。

- 詳しくは国税庁ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



# 収入・所得がなかった方または国外居住の方

- 収入・所得がなかった場合、控除(生命保険料控除や医療費控除)を記入する必要はありません。  
ただし、**人的控除**(配偶者控除・扶養親族・寡婦・ひとり親控除等)がある場合は記入する必要があります。  
(詳しい記入方法はP7をご確認ください)
- 提出された申告書は非課税証明書の交付、国民健康保険税の算出等の基礎資料となります。  
収入がなかった方も、申告が必要な場合は申告をするようお願いいたします。

1

八王子市長殿 (受付印)		
1月1日現在の住所	八王子市○×町 1-1-1	
現住所	八王子市△□町 2-2-2	
年月日提出	ハチオウジ タロウ	
フリガナ	八王子 太郎	
申告書受付書	氏名	
個人番号(マイナンバー)	電話番号	生年月日
012345678901	042-000-△△△	明・大昭平・令 43年2月1日

おもて面

申告する方の1月1日現在の住所・生年月日・氏名・個人番号・電話番号を記入してください。  
転居等された方は、1月1日現在の住所に加えて、現住所も記入してください。

2

所得金額	配当 ⑤ 83	
	給与 ⑥	
	公的年金等 ⑦	
雑	業務 ⑧ 114	
	その他 ⑨ 86	
	合計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
	総合譲渡・一時 ⑪ 89	
	合計 ⑫	0

うら面

「2所得金額」の合計⑫に「0」と記入してください。

3

15 国外居住の方※出国期間がR8.1.1をまたいで1年以上ある場合		
出国先 ( アメリカ合衆国 )		
出国期間 ( 6 年 4 月 ~ 8 年 3 月 )		

1月1日をまたいで1年以上出国している場合は、出国先の国名・期間を記入してください。

## 税務署に確定申告をされる方

### 確定申告書作成会場

- 場 所:八王子税務署(明神町4-21-3)  
☎ 042-697-6221
- 開設期間:2月16日(月)~3月16日(月)  
(3月1日(日)以外の土日祝を除く)
- 注意事項:入場にはLINEでの事前予約が必要です。  
当日、会場で入場整理券を配付しております  
が、配付が終了次第、受付を閉め切ります。

### 税理士による無料申告相談会

税理士による無料申告相談を実施しております。  
日程や会場等の詳細は「令和8年度 八王子市『市民税・都民税申告受付』日程表」をご確認ください。